

# 体育施設（庭球場以外）の利用登録及び使用方法について

## 1. 利用される方へ

体育施設をご利用いただくにはあらかじめ利用者登録が必要です。

### 利用者登録の区分

■登録の区分は次の通りです。

登録区分	抽選予約	随時予約	備考
市内団体登録 (市内在住・在勤・在学者が過半数の団体)	○ (申し込みます)	○ (申し込みます)	
市外団体登録 (市内在住・在勤・在学者が過半数未満の団体)	× (申し込みません)	○ (申し込みます)	屋外施設の利用料金が50%割増となります。
市内少年サッカー(柳島しおさい・ｽﾎﾟｰﾂ公園) (市内在住・在勤・在学者が過半数の団体)	○ (申し込みます)	○ (申し込みます)	
市外少年サッカー(柳島しおさい・ｽﾎﾟｰﾂ公園) (市内在住・在勤・在学者が過半数未満の団体)	× (申し込みません)	○ (申し込みます)	利用料金が50%割増となります。
市内個人登録 (市内在住・在勤・在学者が過半数の登録)	× (申し込みません)	○ (申し込みます)	
市外個人登録 (市内在住・在勤・在学者が過半数未満の登録)	× (申し込みません)	○ (申し込みます)	屋外施設の利用料金が50%割増となります。

■団体登録をする場合は種目により登録に必要な人数が決められています。

※種目ごとの必要人数に達していない登録は、個人登録となります。

種目	人数	種目	人数	
バドミントン	4人以上	少年サッカー	5人以上	
ソフトバレーボール		バレーボール	6人以上	
卓球		ハンドボール	7人以上	
剣道		野球	ソフトボール	9人以上
柔道				
空手		サッカー	11人以上	
太極拳		5人以上	※野球でご利用いただく場合、軟式野球以外の使用については、安全を確保するため制限があります。 詳しくは窓口にお問い合わせください。 ※屋内その他競技(楽器演奏・合唱練習・会議室利用)は、5人以上の人数が必要です。 ※表にない種目の団体登録に必要な人数については、各窓口にお問い合わせください。 ※少年サッカーに関して登録に必要な人数は、小学生以下の子どもを対象としてください。	
ダンス				
体操				
バスケットボール				
フットサル				
ラグビー				
ドッジボール				

### 利用登録に必要な持ち物

■代表者の名前及び住所が確認できるもの(例:運転免許証、住基カード、パスポートなど)

■市内在勤・在学の方はそれを証明できるもの(例:社員証、学生証など)

### 利用登録の受付場所 受付時間は午前8時30分から午後5時00分(体育館は午後8時00分)

※柳島スポーツ公園は午前6時00分から午後9時00分

- |            |           |           |           |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| ■茅ヶ崎市総合体育館 | ■茅ヶ崎市体育館  | ■茅ヶ崎公園    | ■芹沢スポーツ広場 |
| ■堤スポーツ広場   | ■柳島しおさい公園 | ■柳島スポーツ公園 |           |

## 登録の注意事項

- 各受付窓口にある体育施設利用登録申込書に必要事項を記入してください。
- 代表者の方は、15歳以上（中学生は不可）に限ります。
- 既に他の同団体の代表者・メンバーとして登録されている方を新規に代表者・メンバーとして登録することはできません。（屋内種目と屋外種目の場合は可）
- 代表者の氏名や住所、メンバー等に変更があった場合は、速やかに変更申請をしてください。  
代表者の変更にあたっては、新しい代表者の住所が確認できるもの（運転免許証等）をお持ちください。
- 施設利用登録カードが不要になった場合は、返却してください。

## 2. 予約方法

登録時に発行した利用登録書に記載されている登録番号をもとに、公共端末・インターネット・携帯電話から施設予約システムで予約してください。

※公共端末、インターネット、携帯電話からお申込みいただいた時点では予約は確定していません。（仮予約）施設利用料を支払った時点で予約確定（本予約）となります。

### 施設予約システムのアドレス（利用時間は午前9時から午後11時まで）

- インターネット <http://yoyaku.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
- 携帯電話 <http://kyoyaku.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

## 予約の区分

	抽選予約	随時予約
予約期間	■2ヶ月先の月分を1日から15日まで （例：10月分の抽選申込は8月1日～15日）	■使用日前月1日から使用時間区分前まで
支払期間	■使用日を含めて6日前まで	■使用日を含めて6日前まで
注意事項	■抽選申込は1月あたり1団体4件までの申し込みとなります。 ■申し込んだ月の18日午前9時から当落を確認できます。当落の確認は、公共端末、インターネット、携帯電話から予約システムにて確認できます。 ■支払期日までに支払いがない予約は、自動取り消しとなります。	■使用日を含めて6日前の日に随時予約した場合の支払い期日は予約した日の翌日となります。 ■支払日を含めて5日前から随時予約した場合の支払期日は、利用日当日使用時間前までとなります。 ■支払期日までに支払いがない予約は、自動取り消しとなります。 ■茅ヶ崎公園の会議室は、抽選申込が出来ませんので、随時予約となります。

### 予約の取り消し

- 使用日を含めて6日前までの取り消しの場合は、公共端末・インターネット・携帯電話の施設予約システムにて取り消してください。窓口では取り消しできません。
- 使用日を含めて5日前に随時予約された分の取り消しについては、必ず各受付窓口へご連絡ください。（この場合は電話連絡でも可）
- 支払期日までに支払いがない予約は、自動取り消しとなります。  
※自動取り消しになると、以後の抽選予約の当選確率が下がりますのでご注意ください。  
※また、自動取り消しの回数が著しく多い場合は、施設利用ができなくなる場合があります。

## 3. 支払・還付方法

### 利用料金の支払方法

- 予約した施設利用料金は、支払期間内に各体育施設受付窓口でお支払いください。なお、柳島スポーツ公園の利用に関する支払・還付手続きは、管理者が別のため、当該施設にてお願いします。
- 利用料金お支払時に発行された使用決定書は、使用日当日必ず持参し、使用する各施設の窓口に提示してください。
- 受付時間は、午前8時30分から午後5時00分（体育館は午後8時00分）までです。  
※柳島スポーツ公園は午前6時00分から午後9時00分までです。（午前9時～午後5時 ～2018/3/24）

### 利用料金の還付条件（還付は以下の場合に限る）

- 雨天等により施設が使用できなかった場合（100%の還付）  
※雨天等の場合は必ず情報サービス電話にて確認をお願いします。（自己の都合で使用しなかった場合の還付はできません）なお、柳島スポーツ公園については、直接施設にお問い合わせください。  
※使用中に雨天等で使用できなくなった場合は、事務所に提出した使用決定書に印をもらってください。（ただし、使用時間が1時間を過ぎましたら還付できません。）  
※還付申請の受付は還付対象となった利用日から5年間です。
- 既に利用料金を支払った予約について、使用日を含めて6日前までに申請があった場合（80%の還付）  
※この期日を過ぎた取り消しについては、還付はできません。（取り消しはできます）

### 還付申請に必要なもの

- 使用団体の代表者の方（使用決定書の「あて先」に記載されている方）の印鑑
- 還付の対象となる使用決定書

## 4. 施設利用方法

利用料金お支払い時に発行した使用決定書を必ず持参し、使用する各施設の窓口に提出してください。

### 利用にあたっての注意事項

- 総合体育館第一体育室、市体育館競技場、茅ヶ崎公園野球場及び柳島スポーツ公園総合競技場・庭球場の附属設備（照明設備等）を使用する場合は、事前に附属設備使用申請をしてください。
- 総合体育館第一体育室、柔道場、剣道場及び市体育館競技場で音響設備（持参のラジカセ等も含む）を使用する場合は、全面を予約してください。（全面が予約できなかった場合は必ず隣の他の利用者に許可を得てからラジカセ等ご使用ください）

- 専用使用者、使用の承認を受けた目的以外の目的で体育館・体育施設を利用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与しないでください。
  - 総合体育館第一体育室及び市体育館競技場を分割して使用する場合の区分変更は、使用する団体同士で話し合いの上変更し、受付窓口にて報告してください。
  - 屋外施設を使用する場合は、当日の利用前に利用する施設のサービス電話、またはホームページにて施設の状況を確認のうえ、来場してください。
- ※天候等から個人的判断をし、利用をしなかった場合は還付の対象となりません。

= 情報サービス電話 電話番号 =	
○茅ヶ崎公園	0467(82)1150
○芹沢スポーツ広場	0467(52)1150
○堤スポーツ広場	0467(52)1291
○柳島しおさい公園	0467(88)3311
※柳島スポーツ公園にはありませんので、直接施設へお問い合わせください。	

= ホームページ スポーツ施設コンディション確認画面 =	
<a href="http://www.chigasaki-sports.jp/condition/">http://www.chigasaki-sports.jp/condition/</a> <a href="https://www.ys-park.jp">https://www.ys-park.jp</a> (柳島スポーツ公園)	

## 5. お問い合わせ窓口

茅ヶ崎市総合体育館	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目9番63号 0467(82)7175
茅ヶ崎市体育館	茅ヶ崎市十間坂三丁目6番5号 0467(82)7701
茅ヶ崎公園	茅ヶ崎市中海岸三丁目3番11号 0467(82)6701
芹沢スポーツ広場	茅ヶ崎市芹沢430-3 0467(51)1236
堤スポーツ広場	茅ヶ崎市堤1316番地 0467(52)1297
柳島しおさい公園	茅ヶ崎市柳島1900番地 0467(88)5010
柳島スポーツ公園	茅ヶ崎市柳島1300番地 0467(73)8632

※窓口受付時間は午前8時30分午後5時00分（体育館は午後8時）まで、柳島スポーツ公園は午前6時から午後9時までです。（施設予約システム稼働時間とは異なります）

※休館日・休場日は毎月第2月曜日（祝祭日の場合は翌日火曜日）、年末年始の12月29日～1月3日（屋外施設は12月28日～1月4日、柳島スポーツ公園は12月30日～1月3日）となります。

なお、柳島しおさい公園は毎月第2月曜日のみで、年末年始は開場します。

茅ヶ崎市体育館・茅ヶ崎市営体育施設は、指定管理者である公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団及び茅ヶ崎スマートウエルネスパーク株式会社（柳島スポーツ公園）が管理・運営を行っています。

■連絡先：（公財）茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 スポーツ事業課 0467(82)7175  
 : 茅ヶ崎スマートウエルネスパーク(株) 0467(76)8632 (柳島スポーツ公園)